



令和 8 年 7 月 1 6 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、JR九州エンジニアリング株式会社（福岡県福岡市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局	建政部	建設産業課長	なかむら 中村 隆人（内線 6 1 4 1）
		建設産業課長補佐	しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）			
FAX 番号：092-476-3511			

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
JR 九州エンジニア リング株式会社	国土交通大臣許可 （特般－4）第 11432 号	小林 宰	福岡県福岡市

2. 処 分 内 容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処 分 理 由

JR 九州エンジニアリング（株）は、大分県内で請け負った機械器具設置工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、法第28条第1項第6号に該当すると認められる。